

守谷市スポーツ推進委員報酬の見直しについて

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、住民スポーツの振興のため、スポーツ実技の指導、スポーツ事業の運営、地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整（コーディネーター）等の職務を行うために設置されているものです（資料1）。

令和4年度は守谷市スポーツ推進委員の委嘱替えに当たる年度となることから、職務や委嘱について明確化を図るため、規則の一部改正を行いました（資料3）。

また、スポーツ推進委員が、市からの要請に応じて職務を行うに当たり、出席できる回数に個人差が生じる現状があり、実績に応じた報酬とすることが適切であると判断したため、他市の状況（資料2）等を参考に年額から日額報酬への見直しを図りたく、御審議をお願いするものです。

スポーツ推進委員の報酬金額は、全国的な基準もなく、県内でも各自治体で金額設定にばらつきがあります。

守谷市スポーツ推進委員の年報酬の金額、当初の23,700円（平成13年、市制施行に伴い全体的な見直し、24,400円）の根拠について、当時の記録は残っておりませんが、近隣の状況等により判断し、算定したものであると考えられます。

日額の参考として、社会教育委員等審議会委員の報酬は、日額7,000円です。

しかし、スポーツ推進委員の活動は審議会委員の性質とは異なることや、審議会委員に比べ、活動日数も多いことから、現行の年報酬（24,400円）を過去の参加実績で割り返した金額、近隣自治体の金額や、県内の平均額を参考とし、日額6,000円が妥当であると判断しました。

また、令和4年度予算措置（案）については、現行の366千円に対して、以下の根拠により計上しているところです。

よろしく、御審議のほどお願いいたします。

【単位：円】

	報酬区分	報酬	車賃 (1kmにつき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
				甲地方	乙地方	
現在	年額	24,400	40	10,900	10,900	2,200
改正案	日額	6,000	40	10,900	10,900	2,200

令和4年度予算（案）の積算根拠

【報酬】

定例会議	3回×	9人＝	162,000円
県南地区研修会	1回×	7人＝	42,000円
関東研究大会	1回×	5人＝	30,000円
守谷リレーマラソン	1回×	5人＝	30,000円
守谷ハーフマラソン	1回×	15人＝	90,000円
自治会からの要請	1回×	4人＝	24,000円
その他スポーツ普及活動	3回×	4人＝	72,000円
		合計	450,000円